



平成30年 4月1日施行

# 入学貸付申込要領

福岡市職員共済組合（本庁舎8階）  
電話 711-4452（内線 1393）



## 1 入学貸付を受けることができる場合

### (1) 次のいずれにも該当すること

入学する方	組合員，組合員の子又は組合員の被扶養者（注1）
入学する学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校教育法第1条に規定する高等学校（中学校卒業後に中等教育学校へ入学する場合を含む），高等専門学校又は大学</li> <li>○ 同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校（以下「専修学校等」という。）</li> <li>○ 理事長が定める要件に該当する外国の教育機関（注2）</li> </ul>

注1 組合員の被扶養者とは次のいずれかに該当する方です。

- ① 共済組合の短期給付（保健給付）の適用を受けている方（組合員の被扶養者として共済組合より組合員証を交付されている方）
- ② 株式会社等へ派遣されている組合員が加入する健康保険の扶養に入っている方
- ③ 組合員の子
- ④ 組合員の直系血族，配偶者，兄弟姉妹で主として組合員により生計を維持されている方

注2 理事長の定める要件は次のとおりです。

- 当該教育機関発行の入学又は在学証明書，その他理事長が必要と認める書類により貸付の対象となる組合員又はその被扶養者の入学又は在学が証明できる教育機関
- 当該教育機関の修業期間が3月以上であり，授業時数が年間680時間（修業期間が1年未満の場合は，その修業期間に応じて減じた授業時数）以上であること

**?**

**Q** 学校教育法に定める専修学校，各種学校とは？

**A** 学校教育法に定める要件を満たし，都道府県知事より認可を受けた学校で，いわゆる「認可校」のことです。

「専門学校」，「高等専門学校」の名称は一定の要件を満たした専修学校にのみ許されるので，「〇〇専門学校」，「〇〇高等専門学校」等の名称の学校は全て貸付の対象です。それ以外の学校は名称により判断できませんので，直接学校に問い合わせるなどの確認が必要です。

### (2) 申込者が組合員（再任用職員，市立病院機構における再雇用により採用された職員及び任意継続組合員を除く）であり，次のいずれにも該当しないこと

- ア 給料その他の諸給与金の差押えを受けている人
- イ 給料その他の諸給与金の差押えが消滅した後，3年を経っていない人
- ウ 当該申込分を含む貸付金（高額医療貸付及び出産貸付にかかる貸付金を除く）の毎月償還額並びに福岡市職員厚生会貸付金及び金融機関等からの本人名義の借入金の毎月返済合計額（以下「月例償還額」）が，貸付の申込み時における給料の100分の30に相当する額を超える人
- エ 当該申込分を含む貸付金の月例償還額に十二を乗じて得た額及び期末手当等の支給月における当該期末手当等からの償還額（他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む。）に二を乗じて得た額の合計額が，給料に十二を乗じて得た額及び期末手当等の額（この場合，給料に四を乗じて得た額を期末手当等の額とみなす。）の合計額の100分の30に相当する額を超える人
- オ 給料の全部の支給が停止されている人，又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されている人

- カ 破産手続開始申立者及びその手続き中の人、並びに再生手続開始申立者及びその手続き中の人
- キ 破産手続開始決定及び再生手続開始決定後、3年を経していない人
- ク 住宅貸付保険及び一般貸付保険に規定された保険事故の対象となったことがある人
- ケ 福岡市職員共済組合貸付規程第12条第2項に基づき特別償還中である人

## 2 貸付額 ・ 貸付利率

### (1) 貸付額

申込種別	説明	申込種別ごとの貸付額の上限	貸付限度額
大 学	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学, 大学院</li> <li>○学校教育法第1条に規定する高等学校の卒業を入学資格とする専修学校</li> <li>○理事長が定める要件に該当する外国の教育機関</li> </ul>	200 万円	入学貸付全体で給料月額（本俸）の6か月分に相当する金額（200万円を超えるときは200万円）（注1）
高 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高校, 高等専門学校</li> <li>○申込種別「大学」に該当しない専修学校等</li> <li>○理事長が定める要件に該当する外国の教育機関</li> </ul>	100 万円	

- 上記の額を基に、経費の内訳書【様式第23号】の金額の範囲内で、必要な額を1万円単位で貸し付けます。
- 現に入学貸付を受けている方が追加で貸付を受ける場合は、貸付限度額から残元金を引いた額の範囲内で新たに貸付を行います。入学貸付申込書の申込金額は、既貸付分を含まない金額（今回入学貸付申込額のみ）をご記入ください。

（注1）共済組合から他の貸付を受けている場合は、限度額まで貸付できないことがあります。

**他の共済貸付を受けている場合の具体的な取扱いは？**

- **普通貸付(自動車・敷金)を受けている場合**  
 普通貸付の残額と特別貸付の残額及び申込額の合計が、住宅貸付の限度額（1,800万円の範囲内で、下表AまたはBのいずれか高い額）を超えることはできません。
- **上記以外の貸付を受けている場合について**  
 すべての貸付残額及び特別貸付の申込額の合計が貸付可能額（下表A）又は最低保障額（下表B）のいずれか高い額を超えることはできません。

A 貸付可能額	B 最低保障額																												
貸付申込時における 給料月額 × 下表に掲げる月数 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以上 6年未満</td><td>7月</td></tr> <tr><td>6年以上 11年未満</td><td>15月</td></tr> <tr><td>11年以上 16年未満</td><td>22月</td></tr> <tr><td>16年以上 20年未満</td><td>28月</td></tr> <tr><td>20年以上 25年未満</td><td>43月</td></tr> <tr><td>25年以上 30年未満</td><td>60月</td></tr> <tr><td>30年以上</td><td>69月</td></tr> </tbody> </table>	組合員期間	月数	1年以上 6年未満	7月	6年以上 11年未満	15月	11年以上 16年未満	22月	16年以上 20年未満	28月	20年以上 25年未満	43月	25年以上 30年未満	60月	30年以上	69月	<table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>最低保障額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3年未満</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>3年以上 7年未満</td><td>400万円</td></tr> <tr><td>7年以上 12年未満</td><td>700万円</td></tr> <tr><td>12年以上 17年未満</td><td>900万円</td></tr> <tr><td>17年以上</td><td>1,100万円</td></tr> </tbody> </table>	組合員期間	最低保障額	3年未満	100万円	3年以上 7年未満	400万円	7年以上 12年未満	700万円	12年以上 17年未満	900万円	17年以上	1,100万円
組合員期間	月数																												
1年以上 6年未満	7月																												
6年以上 11年未満	15月																												
11年以上 16年未満	22月																												
16年以上 20年未満	28月																												
20年以上 25年未満	43月																												
25年以上 30年未満	60月																												
30年以上	69月																												
組合員期間	最低保障額																												
3年未満	100万円																												
3年以上 7年未満	400万円																												
7年以上 12年未満	700万円																												
12年以上 17年未満	900万円																												
17年以上	1,100万円																												

## (2) 貸付利率

年利（変動金利）1.26%です。

※ 固定金利ではありません。

共済組合の貸付利率は一年毎の変動金利です。  
 地方共済組合連合会が国債の利回りを基礎として定款で定める率を基準利率とし、基準利率の区分に応じ貸付利率を設定します。基準利率は毎年10月に改定されます。  
 利率は貸付日現在の利率が適用されます。（申込日ではありません。）



Q 適用利率が変更された場合は？

A 償還回数は変わらず、1回当たりの償還額が変わります。

適用利率が変更された場合は、残元金と償還残回数により1回あたりの償還額を再計算します。変更後の償還額は共済WEBにて確認ができます。また、必要な方には償還明細表を送付いたします。

## 3 申込みと貸付日

### (1) 申込み

貸付対象の学校の合格通知書を受け取った日から申込みができます。

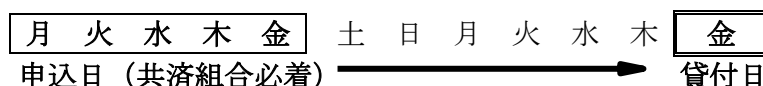
#### ○受付期間

入学月	受付期間
4月	入学決定日～4月末営業日
4月以外	入学決定日～入学月の翌月末日

※外国の教育機関の場合、原則として入学3か月後の末日が締切日です。

### (2) 貸付日

申込日の属する週の翌週金曜日（金融機関の休業日の場合は直前の営業日）が貸付日です。



### (3) 提出書類

必要書類	説明
特別貸付申込書（入学）【様式第 2 号の 4】	共済組合所定。印鑑は認印でも可。
申立書兼同意書 【様式第 20 号の 7】	共済組合所定。印鑑は認印でも可。
借入金明細申告書 【様式第 21 号の 3】	共済組合所定。印鑑は認印でも可。 氏名は自署してください。 <u>訂正箇所には必ず訂正印（認印で可）が必要です。</u>
借入状況及び毎月の弁済状況を確認できる書類 ※借入金明細申告書の記載内容が確認できるもの	他の金融機関等からの借入状況及び毎月の弁済状況を確認できる書類 ※住宅ローン申込書（写）、融資決定通知書（写）、償還表（写）等
借用証書 【様式第 6 号の 3】	共済組合所定。住所は自宅住所を記入（通称名は不可）し、 <u>実印を押印</u> してください。※訂正不可
印鑑証明書	<u>申込日前 3 か月以内に発行されたものを提出</u> してください。（住所が変わっている場合は、最新の住所のもの。）
入学する学校の合格通知書（写）または在学証明書（原本）	合格通知書を提出した場合は、入学後すみやかに <u>在学証明書の原本</u> を提出してください。（コピー不可） ※提出期限：入学月の翌月末日 詳しくは次頁をご覧ください。
経費の内訳書 【様式第 23 号】	共済組合所定。印鑑は認印でも可。
経費の内訳を確認できる書類 ※経費の内訳書の記載内容が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学案内書（入学金又は授業料が確認できるもの。入学案内のパンフレットやホームページに記載があれば当該ページの印刷物で可）</li> <li>・住宅賃貸借契約書</li> <li>・校納金等が記載されている通知書類</li> <li>・領収書（修学に必要な書籍等の物品類）等</li> </ul>
専修学校等で交付金額 100 万円を超えて申込む場合は、 <b>高等学校の卒業を入学資格とする証明書</b>	入学案内のパンフレット等やホームページにその旨の記載があれば当該ページの印刷物で可 （合格通知や在学証明書で確認できる場合は不要）

<p>入学する方（被扶養者）が共済組合の短期給付の適用を受けていない場合は <b>続柄のわかる書類</b></p>	<p>申込日前3か月以内に発行された戸籍抄本または続柄記載の住民票等。（コピー不可。<u>住民票は、申込者が世帯主でない場合は不可。</u>）</p> <p>※ 株式会社等に派遣されている組合員で、対象者を勤務先の健康保険の扶養に入れている場合は、対象者の保険証の写し（組合員との扶養・被扶養の関係が分るもの）で可</p>
<p>元金償還の猶予を希望する場合で専修学校等，2年制以外の短大，4年生以外の大学，大学院に入学するときは，<b>修業年限の確認できる書類</b></p>	<p>入学案内のパンフレット等やホームページにその旨の記載があれば該当ページの印刷物 （合格通知や在学証明書で確認できる場合は不要）</p>
<p>その他</p>	<p>○ 未婚の未成年者が申込みをする場合は，民法の規定により法定代理人の同意書（共済組合所定）が必要です。</p> <p>○ 審査上必要な場合は，別に書類の提出を求める場合があります。</p>

※ 太字の必要書類は様式以外に用意する必要があるもの。

- 共済組合所定の様式は共済組合のホームページから印刷できます。  
書類に不備があると受付できませんのでご注意ください。

#### (4) 在学証明書の提出について （合格通知で申込みをした方のみ）

必ず入学月の翌月末日までに在学証明書を提出してください。なお，在学証明書には，「職員コード」「借受人氏名」を記入してください。

（注） 期限までに提出がないときは，貸付を取り消し，即時償還（7頁参照）を命じることがあります。



Q 入学した学校が合格通知の学校と異なる場合は何か手続きが必要ですか？

A 「大学入学」で申込み後，実際に入学した学校の種別が「高校」に該当する場合は，すみやかに共済組合に申し出てください。

限度額を超えて貸付している場合は，その差額を返還していただきます。

## 4 償還方法

希望する償還回数または1回あたりの償還額を申込み時に申し出てください。  
この要領9頁に償還モデルケースを掲載していますので、参考にしてください。

### (1) 給与償還

- 返済は貸付月の翌月から給与控除による償還となります。
- 償還期間が貸付月の翌月から **120月以内** になるように設定してください。  
なお、任期付職員及び市立病院機構所属の有期職員である組合員については、前記にかかわらず、貸付月の翌月から任期又は雇用期間が終了する月までの月数以内となります。

### (2) 賞与併用償還

- 貸付額が100万円以上の場合は、賞与(6月と12月)併用償還をすることができます。
- 賞与分の償還額は、50万円以上かつ貸付額全体の1/2以下の金額で、1万円単位です。
- 賞与分の償還期間は、給与償還と同時またはそれ以前に終了するように設定してください。

### (3) 元金の償還猶予について

特に事情がある場合は、修業年限の終了月までの範囲で希望する月まで、元金の返済を猶予することができます。この場合、貸付月の翌月から猶予期間終了月までは利子のみを償還し、猶予期間終了後、申込時に設定した償還回数での元利均等償還となります。元金の償還猶予を希望される場合は、貸付申込時に申し出てください。

なお、任期付職員及び市立病院機構所属の有期職員である組合員は、元金償還猶予を選択することができません。

(注) 元金償還猶予中は繰上償還ができません。(一括償還は可能です。)

### (4) 給与や賞与から控除できなかった場合

給与又は賞与の一部もしくは全部が支給されないなどの事情により償還金の控除ができなかった場合は、納付書を送付しますので、指定日までに金融機関で納入してください。なお、振込手数料は自己負担です。

### (5) 退職した場合

退職時に未償還元利金がある場合は、退職手当等から控除します。

## 5 貸付の決定について

貸付決定後に、貸付決定通知書と個別償還明細表を送付しますので、内容をご確認ください。  
あわせて、借受者の所属長にも貸付決定の通知を行います。

## 6 一括償還と繰上償還について

事前に理事長の承認を受けることにより、未償還元利金の全部を返済する一括償還または一部を返済する繰上償還をすることができます。所定の申出書を職員共済組合までご提出ください。  
申出書は共済組合ホームページまたは「身近な福利厚生」に掲載しています。



一括償還	繰上償還
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納期限は毎月25日（当日が休日の場合はその直前の開庁日）</li> <li>○ 事務手数料は無料（※振込手数料のみ自己負担）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納付月まで定期償還を行った後の残元利金を返済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10万円以上1万円単位の希望額に対し、賞与分にかかる経過利息を加えて返済</li> <li>○ 償還期間の短縮</li> <li>○ 育児休業等による償還猶予中は利用不可</li> <li>○ 元金の償還を猶予している期間中は利用不可</li> </ul>

## 7 即時償還について

次のいずれかに該当した場合には、直ちに貸付を取り消し、未償還元利金を即時償還していただきます。

- ア 組合員の資格を失ったとき
- イ 退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき
- ウ 期限までに在学証明書(原本)の提出がなかった場合  
  - ※ 提出期限：入学月の翌月末日（4月入学の場合は5月末日）
- エ 申込みの内容に虚偽があることが判明したとき
- オ その他貸付規程に違反したとき

## 8 保険事故について（共済組合からのお願い）



### 自己破産及び民事再生手続きによる保険事故は発生しています！



#### 保険事故とは？

自己破産や再生手続等の理由により貸付金が回収不能となることです。これに該当した場合は、共済組合が加入する貸付保険からの保険金により債権を保全します。従って、保険事故が増えれば保険料も割高になります。

保険事故増



貸付事業の縮小・廃止

保険事故が増加していく状況になれば、縮小・廃止を含めた貸付事業の見直しを余儀なくされることもあります。保険事故は、未来も含めた全ての組合員に対して影響をおよぼしますので、今後も貸付制度を維持できるよう、申込みにあたっては返済計画等を十分にご検討のうえ、無理のない範囲での貸付の利用をお願いします。

なお、債権者である共済組合が、借受者が破産手続き又は再生手続を開始した事実を把握した場合には、申込み時に提出していただく「申立書兼同意書」に基づき、任命権者及び所属長に対してその事実を連絡します。

## 9 入学貸付の償還モデルケース

- 紙面の都合上 10 万円単位の貸付金額及び 24 回ごとの償還期間で掲載していますが、それぞれ貸付金額は 1 万円単位及び償還期間は 1 回単位で設定できます。
- 償還方法は、償還回数による設定の他、1 回あたりの償還額でも設定できます。
- 賞与償還額は、貸付月によって多少異なりますので、4 月貸付、5 月償還開始の場合を例として記載しています。
- 利率が変動した場合、その時点における残元金、償還残回数に応じて、1 回あたりの償還額を再計算します。



**希望の金額及び回数がモデルケースにない場合は共  
済 WEB をどうぞ！  
償還額の試算の他、返済シミュレーションや共済貸付の  
返済状況(毎月更新)の確認をすることもできます。  
無理のない返済計画をお願いします！**

### ☆共済 WEB へのアクセス方法



職員ポータルメニュー → 福利厚生 → 共済 WEB



## 償還表

## 入学貸付の「給与償還」モデルケース

年 利	1.26%
月 利	0.105%

貸付金額	償 還 期 間					
	猶 予	2年	4年	6年	8年	10年
		24回	48回	72回	96回	120回
500,000	525	21,108	10,687	7,214	5,478	4,437
600,000	630	25,330	12,825	8,657	6,574	5,325
700,000	735	29,551	14,962	10,100	7,670	6,212
800,000	840	33,773	17,099	11,543	8,765	7,099
900,000	945	37,995	19,237	12,985	9,861	7,987
1,000,000	1,050	42,216	21,374	14,428	10,956	8,874
1,100,000	1,155	46,438	23,511	15,871	12,052	9,761
1,200,000	1,260	50,659	25,649	17,314	13,148	10,649
1,300,000	1,365	54,881	27,786	18,757	14,243	11,536
1,400,000	1,470	59,102	29,924	20,199	15,339	12,424
1,500,000	1,575	63,324	32,061	21,642	16,434	13,311
1,600,000	1,680	67,546	34,198	23,085	17,530	14,198
1,700,000	1,785	71,767	36,336	24,528	18,625	15,086
1,800,000	1,890	75,989	38,473	25,970	19,721	15,973
1,900,000	1,995	80,210	40,610	27,413	20,817	16,860
2,000,000	2,100	84,432	42,748	28,856	21,912	17,748

## 償還表

## 入学貸付の「賞与償還」モデルケース

年 利	1.26%
半年利	0.63%

<(例)4月貸付, 5月償還開始の場合>

※賞与償還額は, 貸付月によって異なります。

貸付金額	償 還 期 間				
	2年	4年	6年	8年	10年
	4回	8回	12回	16回	20回
500,000	126,445	64,017	43,212	32,813	26,576
600,000	151,734	76,820	51,854	39,375	31,891
700,000	177,023	89,624	60,496	45,937	37,206
800,000	202,312	102,427	69,139	52,500	42,521
900,000	227,601	115,230	77,781	59,062	47,836
1,000,000	252,890	128,034	86,423	65,625	53,151

<※賞与償還併用で償還を猶予される場合>

・償還猶予中は, 給与分元金と賞与分元金の合計額から利息を算出し, 毎月の給与からのみ利息を償還いただきます。

## 10 共済貸付の個人情報保護について

平成 17 年 4 月 1 日  
改正 平成 17 年 6 月 1 日  
改正 平成 18 年 2 月 15 日

※「保護規程」とは「福岡市職員共済組合個人情報保護規程」,「規程」とは「福岡市職員共済組合貸付規程」,  
「細目」とは「福岡市職員共済組合貸付規程実施細目」をいう。

福岡市職員共済組合は、貸付事業を実施するにあたり、「個人情報の保護に関する法律」及び「福岡市職員共済組合個人情報保護規程」に基づき、個人情報取扱い事業者として次のことを遵守します。

### 1 利用目的の特定について

貸付申込時に取得した個人情報の利用目的は次のとおりです。

- ▼ 貸付申込内容が貸付条件に適合しているか審査するために使用します。
- ▼ 貸付申込書の口座情報は貸付金の入金金融機関へ依頼するために使用します。
- ▼ 貸付申込内容の完了確認審査のため使用します。
- ▼ 貸付金の償還管理のために使用します。
- ▼ 共済WEBで個人の借入状況を表示するために使用します。
- ▼ 細目様式第21号の2・借入金明細申告書により申告された内容は、細目第4条第2号で規定する貸付制限対象者に該当するか否かを審査するために使用します。

### 2 個人情報の正確性の確保と安全管理について

- ▼ 福岡市職員共済組合は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データが正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
- ▼ 取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な管理を行うとともに、本組合がその業務の一部を委託する場合も、取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう受託者を必要かつ適切に監督します。

### 3 第三者提供の制限について

- ▼ 福岡市職員共済組合は、あらかじめ組合員本人の同意を得ず、収集した個人情報を第三者に提供しません。ただし、保護規程第12条に該当する場合及び次の3つの項に該当する場合は除きます。
- ▼ 貸付決定時は、規程第8条に基づき所属長へ貸付決定通知を送付します。通知の項目は、借受者氏名・貸付番号・貸付種別・申込種別・貸付日・貸付金額です。
- ▼ 貸付保険事故が発生した場合は、債権保全のために必要な組合員の個人情報を書面により損害保険会社へ提供します。
- ▼ 組合員が退職する際、福岡市職員共済組合と福岡市職員厚生会双方に退職手当から返済することとなっている未償還残元利金を有し、その全額を退職手当から控除することができない場合は、退職手当から控除する金額を決定するため、相互に借受者氏名、貸付種別、未償還残元利金を提供します。

### 4 開示について

- ▼ 組合員本人から申し出があった場合は、保護規程第16条第1項ただし書きに該当する場合は除き、保有個人データを開示します。

### 5 訂正等について

- ▼ 組合員本人から、保有個人データ内容の訂正、追加又は削除を求められた場合は、利用の目的に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果に基づき訂正等を行います。